

香川県条例第12号

香川県立病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

香川県立病院事業の設置等に関する条例（昭和41年香川県条例第48号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
(病院事業の設置) 第1条 略			(病院事業の設置) 第1条 略 2 病院事業の規模は、別表のとおりとする。		
別表（第1条関係）			別表（第1条関係）		
名称	規模		名称	規模	
	診療科目			診療科目	
香川県立中央病院	内科、呼吸器内科、消化器内科、循環器内科、腎臓内科、 <u>脳神経内科</u> 、血液内科、肝臓内科、緩和ケア内科、腫瘍内科、糖尿病内科、外科、頭頸部外科、呼吸器外科、消化器外科、心臓血管外科、脳神経外科、乳腺・内分泌外科、整形外科、形成外科、小児科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻咽喉科、リハビリテーション科、放射線科、歯科、 <u>歯科口腔外科</u> 、麻酔科、病理診断科、救急科		香川県立中央病院	内科、呼吸器内科、消化器内科、循環器内科、腎臓内科、 <u>神経内科</u> 、血液内科、肝臓内科、緩和ケア内科、腫瘍内科、糖尿病内科、外科、頭頸部外科、呼吸器外科、消化器外科、心臓血管外科、脳神経外科、乳腺・内分泌外科、 <u>小児外科</u> 、整形外科、形成外科、小児科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻咽喉科、リハビリテーション科、放射線科、 <u>歯科口腔外科</u> 、麻酔科	
略			略		

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。